

SEINENHORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

№544
2016・6・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

ハンセン病患者家族の声を聴け！—ハンセン病家族訴訟提訴……………	高木士郎
「全国部落調査」復刻出版等差止め……………	中井雅人
政府の帰還政策を問う—「原発と人権」全国研究・交流集会 第5分科会の報告……………	山田大輔
ビキニ核被災国賠訴訟の提起……………	梶原守光
大阪市思想調査アンケート国賠訴訟控訴審でも勝利判決……………	楠 晋一
介護労働現場の実態—介護労働ホットラインから……………	大江京子

ロースクールの実情と法曹養成

法曹養成にかかわる制度の見直しを……………	伊藤安奈
-----------------------	------

検証：「新時代の刑事司法」の背景と実像（第16回）〈最終回〉

刑事訴訟法等の一部を改正する法律の制定を受けて……………	町田伸一
------------------------------	------

新刊旧刊 『戦火のマエストロ 近衛秀磨』……………	宮本 智
----------------------------------	------

刑事訴訟法・盗聴法の改悪に強く抗議する共同声明



6・5全国総がかり大行動

ハンセン病患者家族の声を聴け!

—ハンセン病家族訴訟提訴

福岡 高木 士郎

1 ハンセン病患者家族による

国賠訴訟とは

一九九八年七月三日に熊本地裁に提訴されたハンセン病患者による国家賠償請求訴訟は、ハンセン病患者に対する強制隔離政策によって患者自身が被った被害について賠償を求める訴訟でした。二〇〇一年五月二日の同訴訟原告勝訴判決を契機に、患者自身が被った損害については国によって一定の補償がなされることとなりました。しかしながら、身内にハンセン病患者がいることによってハンセン病患者の家族が被った偏見、差別などの被害については補償の対象とされませんでした。そこで、国の強制隔離政策によってハンセン病患者の家族が被った損害に対する賠償を求める

べく、この度、熊本地裁において提起されたのがハンセン病患者家族による国賠訴訟です。

本家族訴訟は、本年二月二五日に第一次提訴

三月二九日に第二次提訴をそれぞれ熊本地裁において行いました。第二次提訴時の原告数は五九名でしたが、提訴について多くの報道がなされたことなどもあり、全国各地から続々と提訴希望の連絡が弁護士団に対して入るなど、第二次提訴における原告は五〇九名を数えるまでになりました。原告の所在地は、沖縄県在住が最も多く、海外在住の方も数名おられます。

弁護士団は、ハンセン病患者国賠訴訟の弁護士団員を中心に、今回初めてハンセン病の訴訟に関わる若手も多数参加しております。

2 ハンセン病患者家族の被った

被害と想い

ハンセン病患者の家族が、国の強制隔離政策によっていかなる被害を被ったか。抽象的には、ハンセン病患者自身が熾烈な偏見、差別を受けていたのだから、その家族についても少なからず偏見、差別はなされていたであろうことは想像できます。しかしながら、家族、といっても一括りではなく、それぞれの家族について様々な家族人間関係があり、それによってハンセン病患者本人との関わり具合が変わり、被った被害の形、程度も様々です。

子どもの時母親がハンセン病患者だと診断され、その翌日には行政職員がやってきて母親は療

養所へ送られ、危険な伝染病が発生したと近所には告げられて家とその周辺を真っ白になるまで消毒されたという話、父親がハンセン病であることが集落の人たちに知られ、村八分にされるようになり夜逃げせざるを得なくなったという話、父親、弟と相次いでハンセン病だと診断され自分もいつか罹患するのではないかとの怖れを抱きながら生活しなければならず、それ故に子どもをもうけてはいけない身なのだと思ふ様になり、結婚はしないことを決めて生きてきたという話など、私が聴き取ったなかにも、強制隔離政策がもたらした偏見、差別に基づく直接的な被害を受けておられる方がたくさんおられました。

また、父親がハンセン病患者であったことは子どもにすら隠されていたため、幼少期に父親が家に不在であったのは家族を捨てて出ていったものだと思っており、父親が療養所を退所して一緒に暮らすようになったときも、「今更戻って来て何のつもりだ」という気持ちでしか接することができなかった、父親が亡くなってから初めて父親がハンセン病患者であったことを知り、後ろめたい気持ちはずっと消えないままであるといった話、自分以外の家族が全員発病したため孤児院に預けられたが、そこでの生活は楽しいものだった、その後家族が退所し一緒に暮らすようになったが、長い間離ればなれだったのでかえって居心地の悪い

生活となってしまった、家族が入所中の思い出し楽しい思い出なので自分が被害を受けたなんてこれまで思ってたことなかったという話など、強制隔離政策が直接にはないけれども間接的に家族関係を破壊していたという被害についての話などもあり、被害が多様であることを痛感しています。

私がお話をうかがった原告の方々は、皆、ご自分の受けてきた偏見や差別、強制隔離された家族への想いを、堰から水が溢れるように滔々と語ってくださいました。これまで誰にも話すことができなかつたことを語ることでただけでも少し胸のつかえが取れたような気がすると話してくださいの方もおられました。

このように、原告の方々からは、ハンセン病患者の家族として胸の内につつと秘めてきた想いを、原告となることで解き放ちたいという強い気持ちを強く感じました。この強い思いこそが五六八名の方が原告として声をあげられることとなった原動力なのだと感じました。

3 訴訟において乗り越えるべき課題と目指すもの

本訴訟を提起するにあたり、原告の中には、家族にハンセン病患者がいたことを秘しているため原告となっても名前は出たくないという方が多

くおられました。これは、二〇〇一年の熊本判決の後も、ハンセン病患者に対しての根強い偏見、差別が社会には残存していることの現れです。このようにハンセン病についての偏見、差別が残存しているのは、国の強制隔離政策によって培われたという理由だけでなく、社会ひいては個人が醸成し抱き続けてきたハンセン病及び患者への無知・無理解、怖れ、嫌悪感がいまだ存在しているためです。これら偏見、差別を払拭するためにも、本訴訟において国に家族の被害を認めさせ、謝罪させることが必要となります。

ただ、本訴訟において勝訴するためには、被害が多様であることから包括一律請求の基礎となる共通損害をどのように捉えるか、生じた被害が強制隔離政策によるものであるといえるか、時効・除斥期間の壁など乗り越えなければならない数多くの課題があります。困難な訴訟ではありますが、弁護団員は皆、本訴訟に関わることを誇りに思いながら、楽しく活動を行っております。我こそはと思われた方、ぜひ我々弁護団の一員となって共に課題を乗り越え、ハンセン病に対する社会の認識を変えていきましょう。

「全国部落調査」復刻出版等差止め

東京 中井 雅人

(「全国部落調査」復刻出版事件弁護団)

1 事案の概要と仮処分決定の経緯

示現舎という出版社が、全国の被差別部落の地域を掲載した「全国部落調査」という調査報告書を書籍化し出版しようとした(二〇一六年四月一日出版予定)。「全国部落調査」は、財団法人中央融和事業協会が一九三五年に調査し、翌一九三六年に刊行された内部文書であり、全国の部落所在地、部落名、戸数、人口、職業、生活程度等が記載されている。一九七〇年代に問題になった「部落地名総鑑」の原典とも言われているものである。

また、出版社代表者は、ウェブサイトで、「全国部落調査」のデータの公開、「部落解放同盟関係人物一覧」という題名で部落解放同盟役員の名前、住所、電話番号等の公開を行なった。

そこで、二〇一六年三月二日、「部落解放同盟関係人物一覧」に名前等を掲載された被差別部落出身者数名と部落解放同盟が申立人となり、横浜地方裁判所本庁に対し、「全国部落調査」復刻出版差止め仮処分申立を行った(争点簡素化のためにウェブサイト関係の請求を取り下げ、出版差止めに請求を集約した)。同月二八日、出版社代表者出席のもと審尋期日があり、同日、申立の趣旨どおり出版等差止めを認める仮処分決定が出た。続いて、同年四月四日、同じく部落解放同盟らが申立人となり、横浜地方裁判所相模原支部に対

し、ウェブサイトの削除やその他一切の方法での公表禁止を求めて仮処分申立を行った。同月八日、出版社代表者出席のもと審尋期日があり、同日、申立の趣旨どおりウェブサイトの削除や公表禁止を認める仮処分決定が出た。

翌一九日、「部落解放同盟関係人物一覧」に名前等を掲載された被差別部落出身者のうち二二名と部落解放同盟は、名誉権、プライバシー権、業務遂行権(憲法二三条)及び差別されない権利(憲法一四条)に基づき、「全国部落調査」の出版等差止め、ウェブサイトの削除・公表禁止を求めるとともに、不法行為責任(民法七〇九条・七一九条)、業務執行社員の責任(会社法五九七条)に基づく損害賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提訴した。

2 現在も残る深刻な部落差別

日本には、日本国憲法が平等権・平等原則を規定しているにもかかわらず、「同和問題」「部落問題」と呼ばれる一連の差別問題が未だ存在している。結婚差別事件や就職差別事件等の部落差別事件が発生し続けている。紙幅の関係上、詳細な差別事例を列挙することはできないが、たとえば結婚や就職に際して、同和地域出身者であるかどうかを確認すること等を目的とした戸籍謄本等の不正取得請求が後を絶たないことが挙げられる。

具体的には二〇〇五年以降、行政書士や司法書士が職務上請求用紙を不正使用する、興信所が委任状を偽造するなどして大量の戸籍謄本等取得する事件が多発している。特に大きく報道等された事件としては、二〇一二年一月に約二万件に及ぶ司法書士らによる戸籍謄本等不正取得事件(いわゆるプライム事件)が発生した。法務事務所の経営者は、法廷で「依頼の八割から九割は結婚相手と浮気の調査だった」と証言している。また、探偵社社長は、部落解放同盟の質問に対して「半分は結婚相手の身元調査依頼だった」と説明している。

3 「全国部落調査」出版・公開の問題点

一九七五年、「人事極秘・特殊部落地名総鑑」が購入を呼びかけるダイレクトメールを使って販売されていることが発覚したのを発端に、「部落地名総鑑」差別事件が明らかになる。後に、「部落地名総鑑」は一種類ではなく、法務省の発表でも八種類にも及んでいることが明らかになるのであるが、この「部落地名総鑑」には、被差別部落の名称、所在地、戸数、主な職業などが都道府県別に記載され、なかには新・旧地名を表示したのもや、被差別部落の見分け方などが掲載されていたものも含まれていた。「部落地名総鑑」の購入者の数は、上場企業を中心に延べ二三社(人)にも達した。この事件が発覚した後、行政も企業啓

発、行政指導、「部落地名総鑑」の焼却処分などの対応を極めて迅速に行った。もちろん各種報道でも大きくとりあげられ大きな社会問題になった。つまり、「部落地名総鑑」は社会的に流通してはならないものとして扱われ、そのように取り扱われることで、部落差別を行うことは許されないという当たり前の認識が、社会の中で共有されるようになっていたのである。

「部落地名総鑑」が部落差別に利用されてきた歴史、現在も残る深刻な部落差別の状況を合わせ考えれば、「部落地名総鑑」が部落差別を助長、固定化するのに利用されるのは明らかである。また、被差別部落に関する情報のみが記載された「部落地名総鑑」が生まれるのは、どこが被差別部落であつて、誰が被差別部落出身者かを暴きたて、結婚や就職において利用したいという差別意識ないし差別が存在するからである。こうした差別意識ないし差別が「部落地名総鑑」を生み、その「部落地名総鑑」が部落差別を助長、固定化していくのである。このように差別を助長、固定化する「部落地名総鑑」と内容においても利用価値においても共通する「全国部落調査」の出版やウェブサイトで等での公開は絶対に許されないのである。

4 本件訴訟の意義と問題点

冒頭述べたように、本件二回の仮処分決定は、

相当迅速になされたものであった。弁護団は、法的主張の前提として、現在も残る深刻な部落差別の現状や「全国部落調査」出版・公開の問題点を丁寧な主張した。裁判所もこうした問題の深刻さを受け止め迅速な認容決定をしたのだと思う。相手方は、「表現」の自由を持ち出した主張もしているが、レイシズムに基づくヘイトスピーチの問題と同様、当事者にとって凶器となる「表現」を憲法二二条の「表現」として保護するべきではない。本訴についてはまだ始まったばかりである。今後本訴訟の動向に注目していただきたい。

(弁護団は東京支部の河村健夫、指宿昭二、中井雅人ほか)

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【司法問題対策委員会】

7月 8日(金)18時～ 青法協本部

【修習生委員会】

7月15日(金)10時～ 青法協本部

【広報委員会】

7月26日(火)17時～
宮本智法律事務所

政府の帰還政策を問う

—「原発と人権」全国研究・交流集会 第五分科会の報告

東京 山田 大輔

1 はじめに

二〇一六年三月一九日・二〇日、福島県の福島大学で、『第三回「原発と人権」全国研究・交流集会』が開催された。私は、その第五分科会『政府の帰還政策を問う』の実行委員として参加した。その内容等について簡単に報告します。

なお、日本民主法律家協会の『法と民主主義』二〇一六年五月号に、第五分科会の内容を報告している。

2 賠償打ち切り問題の背景

東京電力福島第一原発事故後（以下、「本件原発事故」という）、福島県の避難指示区域は、順次、「帰還困難区域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」に再編された。この避難指示区域の見直しは、「ふるさとに戻りたいと考える住民の

方々がお戻りになれる環境を整備」するものである（『避難指示区域の見直しについて』内閣府原子力被災者生活支援チーム、二〇一三年一〇月）。

さらにその後、避難指示は、(i)年間積算線量が二〇ミリシーベルト以下となることが確実にあることが確認された地域について、(ii)日常生活に必須なインフラが概ね復旧し、生活関連サービスが概ね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗した段階で、(iii)県、市町村長、住民との十分な協議を踏まえ、解除することとされている（同上）。

そして、実際、二〇一四年四月に田村市、同一〇月に川内村、二〇一五年九月に栖葉町について、一部避難指示解除がされた。

加えて、政府と東電は、(1)「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」の避難指示を二〇一七年三月に解除(2)この二区域の住民への精神的賠償を二

〇一八年三月で廃止(3)避難区域の商工業者への営業損害賠償、区域外の風評被害賠償の打ち切りを狙っている（『しんぶん赤旗』二〇一六年一月一六日付）。

このように政府と東電は、早晚、居住制限区域、避難指示解除準備区域をなくし、住民がふるさとに「帰れる」ようにし、それに伴いふるさとに「帰れる」のだから、その後の避難は「帰れるのに帰らない」自らの意思による避難であるということ、避難を余儀なくされていることに伴う慰謝料の賠償、営業損害の賠償を打ち切ることが狙っている。

また、日本では、避難者の居住支援が極めて弱く、唯一ともいえる災害救助法による住宅支援についても打ち切りが予定されている（吉田邦彦先生のご講演）。

現在の政府の政策は、避難者としての属性を消して支援を打ち切っていく「帰還政策」であり、被

害実態に合わない政策により、政策の影響が地域、業種、個人等の間で不均等に現れている(第5分科会講演・除本理史先生)。

3 問題点

(1) 避難の権利

そもそも福島第一原発の廃炉作業は完了しておらず、いつまた放射能が放出されるかわからない。また、福島県内で除染作業が行われているが、除染が行われるのは、自宅の周囲と道路、公園などの公共施設が中心で、山林は除染されず、除染の効果も限定的と言われている。

福島県民の中には、本件事故前は、福島県の自然豊かな環境で生活しており、山林除染がされない、従来の生活が元に戻らないという人が多くいるのである(糸長浩司先生のご講演)。

このような状況からすれば、避難している福島県の方が、福島に戻れないとして、避難を継続するのは自然なことである。したがって、避難したという方の避難の権利を尊重した政策が取られるべきである。

(2) 帰還政策の問題

ア ニーミリシーベルト/年という基準について

政府は、これまで公衆の追加被ばく限度をミリシーベルト/年とし、この基準を前提に各法令が定められていたにもかかわらず、本件原発事故

後になって避難指示解除の基準を二〇ミリシーベルト/年にした。

いうまでもなく、放射線の被ばく限量量というのは、健康影響を考慮して定められた。

イ 放射線による健康影響について

放射線の健康影響についての疫学的研究が進んでいる。そして、放射線被ばくは、これより放射線量が少なければ安全だといえる『閾値』がないとされている。そのため、がん発生のリスクを最小限化するためには、放射線から離れるしかない(崎山比早子先生のご講演)。

また、チェルノブイリ原発事故後の健康影響調査でも、事故後、ソ連及び近隣諸国では、がんに限らず、様々な健康影響が発現していた(吉田布子先生のご講演)。

放射線と健康影響の関係については、医学的に諸説あるが、少なくとも、健康影響があるという説は説得力があり、これを重視して避難をするという方の権利は尊重されなければならない。

ウ 健康への不安

第五分科会のパネルディスカッションでは、特に、福島の参加者から、発言が多くあった。周囲で甲状腺がんを発症した人が複数いることや、自分も甲状腺がんではないかと不安を持っている人が多数いること、甲状腺がんによる差別の不安、それにより、福島の人は声を上げられないことな

ど、実際に健康影響が生じていることに対する強い不安の声、声なき声に耳を傾けてほしいという強い思いが出された。

エ 健康調査

チェルノブイリ原発事故後、ウクライナでは、チェルノブイリ法が制定され、健康影響を継続的に調査することや、五ミリシーベルト/年を超える地域については、義務的移住とすることなど、健康影響を最小化するという立場から政策が制定された(吉田布子先生)。

しかし、政府には、健康影響を減らすという視点が欠如しており、福島の人たちの健康への不安の声に応えていない。

オ 結語

政府には、第一に、国民の健康への将来、現在の影響を防ぐという観点で、「避難の権利」を認め、避難行動に対する補償、住宅支援などが求められている。

各地の避難者、滞在者が原告となって立ち上がった損害賠償訴訟は、これらの政策を正す役割も担っている。

訴訟、活動を通じ、原発事故を忘れたかのようになり、原発政策を原発事故前に戻そうとする政府の政策をなんとしても覆さなければならない。

そのような決意を新たにする「原発と人権」全国研究・交流集会だった。

ビキニ核被災国賠訴訟の提起

高知 梶原 守光

一 九五四年三月から五月にかけての、アメリカのビキニ環礁での六回にわたる核実験により、同海域で操業中であったマグロ漁船員をはじめ、アメリカ大陸にまで及ぶ広大な範囲に核爆が及びました。その実験の総核威力は、広島原爆の約三三二〇倍といわれる巨大なものでした。

ところが日本政府は、このアメリカの核実験に反対しないばかりか、その被爆の実態がほとんど分からない一九五五年一月四日に、早々にアメリカとの間で政治決着をつけ、第五福竜丸関係や船舶、マグロなど物的被害のほんの一部の被害弁償だけで補償を打ち切り、人的被害は放置しました。

しかも、その政治決着の内容は、アメリカの法的責任をすべて免除し、アメリカの単なる厚意でわずかの見舞金をもらい、それで以後の補償請求、賠償請求権はすべて放棄するというものでした。

広島、長崎の被爆に次ぐ、第三の重大な核被災事件であるビキニ事件を、アメリカの要求に沿って、日本国民を裏切り、闇の中に伏せ込むという国家的犯罪を行ったのです。

したがって、以後日本政府は、被害の実態調査を自ら打ち切り、被災国民からの被害補償、損害賠償請求を抑え込むため、当時政府が保有していた調査資料の開示を拒否し続けてきました。

一九八六年三月七日には、当時の山原健二郎衆議院議員が国会質問で取り上げ、資料の開示と被災者への救助を求めましたが、政府は、資料は残っていないの一点張りで開示を拒否しました。

被災船員らは、自らが被爆しているという証拠がなく、ガンなどで若くして死亡する仲間が相次ぐ中で、法的対応をあきらめざるを得ませんでした。

と ところが二〇一四年になって、当時日本政府がアメリカに渡していた被災資料が、アメリカで発見され、それを、長期に渡ってビキニ被災の調査に取り組んでいた高知県の山下正寿氏らが入手し、国会議員の協力を得て政府を追及した結果、政府も逃げ切れず、ついに資料が開示されました。

そして日本漁船等の被爆の実態が明らかになり、政府の重大な違法行為があったことを知り、原告四五名が国家賠償請求の訴訟を起しました。

この訴訟の柱は二本となっており、①政府の公文書開示義務違反とそれによる被災者の権利行使の妨害の違法行為、②日本政府が今日まで被災者に対する支援を全くせず、放置してきた不作為の違法行為の責任を問うものです。

その構成にあたっては、時効等の問題をクリアする必要がありますが、この政府の責任を問わずして、ビキニ事件を終わらせてはならないという怒りと責任をばねに、訴訟提起にこぎつきました。

今後のご支援をお願いいたします。

大阪市思想調査アンケート国賠訴訟 控訴審でも勝利判決

大阪 楠 晋一

○二〇一六年三月二十五日、大阪高等裁判所は、橋下徹前大阪市長が、二〇一二年二月に実施した「労使関係に関する職員アンケート調査」について、国家賠償請求を認容する判決を言い渡した。

判決は、①組合活動への参加の有無及びその態様を訊く質問(Q6)、組合加入の有無及びその理由について訊く質問(Q16)について、憲法二八条の団結権を侵害するとし、また、②特定の政治家を応援したか否か及びその態様を訊く質問(Q7)、「紹介カード」配付を受けた事実の有無及びその態様を訊く質問(Q9)について、憲法二三条のプライバシー権を侵害すると判断した。

そして、アンケートへの回答を求めた以上、橋下前市長には、アンケートが職員の権利を侵害しないよう確認すべき注意義務があるところ、違法な質問によって職務上の注意義務に違反し、国家賠償法上の違法行為を行ったとして損害賠償を認

めたものである。

もつともこの判決は、原審で団結権侵害が認められていた組合費の使用に関する認識を訊く質問(Q21)について、質問によって組合員が組合費の使用に不明朗な点があるとの印象を抱いたとしても組合の自治により解消すべき問題として、組合を弱体化させるものとはいえないとして団結権侵害を否定した。

一

一方、別組合と組合員が同じアンケートに対する国家賠償を請求した訴訟における大阪高裁判決(二〇一五年二月二六日)では、Q6とQ16だけでなく、Q7、Q9、Q21についても団結権侵害を認めていた。それに加えてQ7について、職員らに、政治的行為、とりわけ市長の方針と相反する政治的行為をすることにつき、強い萎縮効果を与えるものであること、また、任意回答

とはいえ、勧誘者の氏名についても尋ねていることからすれば、街頭演説を聴きに行くのを誘う程度の勧誘であっても、これを萎縮させてしまう効果があるとして、政治活動の自由の侵害を認めた。同じく、Q9についても、職務専念義務を超えて制限されるものにもかかわらず、強制的に前記事項に回答を求めるとは、市長の方針に反する候補者にかかるカードの授受・依頼に強い萎縮効果を与えるものであるとして政治活動の自由の侵害を認めていた。

しかし、当方の訴訟ではそれらは認められなかった。当方の判決文は「なるほど、前記各質問の中には、市長メッセージと各質問の表現とがあいまって、組合活動への参加を委縮させ、労働組合に加入する職員に動揺を与える可能性が全くない」とまでは言い難いものも存している。しかしながら、……控訴人(大阪市)が本件アンケートの実施に至った経緯を前提とすれば、本件調査チームによる調査活動の必要性は否定されるものではないから、その調査目的に照らし、労働組合または労働組合活動に関する質問が全く許されないものではないというべきである。問題は、……これらが労働組合の結成や運営に対する介入や妨害に当たるといふべきかどうかである。そこで、前記各質問を見るのに、これらは、選挙運動にかかるもの、組合活動にかかるものなどではあるが、い

ずれも大阪市において問題とされていた事柄に關し、前記に關連する事実の有無や一般的な感想等を、個人の特定等に至る事項について強制を用いない方法で尋ねるものであつて、それらが、直ちに労働組合の結成・加入、非組合員・他組合員への拡大活動を侵害するものないし組合運営の權利を侵害するものであるとも、その他組合活動の權利を侵害するものであるともいふことはできない。」と判示している。

職

員は、本件思想調査アンケートを強制されることで、自らの自由・權利と自らの尊厳

を守りたいという思いと、回答しないことを理由に懲戒処分が付されるかも知れないという恐怖の中で、さまざまな葛藤と痛苦を受けた。原告団・弁護団としては、今回のアンケートは単なる事実の有無や一般的感想を問うものではなく、職員に先に行われた大阪市長選挙で応援したのは橋下氏か平松氏か、応援するためにどのような行動をとったかといった政治的信条、労働組合活動の積極的参加者か、随伴的同調者か、反組合的な思想を持つ者かなどの労働組合観、職場の内外でどのような人間関係を作っているかといった職務の内外の活動の情報を丸裸にする質問でありその影響は

計り知れないと主張してきた。それだけに、当方の裁判所の認定は非常に残念というほかない。このように今回の判決は不十分な点も多いが、「市長は、……いかなる内容の職務命令であっても発出できるものでないことはいうまでもなく、その発出に際し、職員に違法行為をさせたり、職員の權利を侵害することがないようにする職務上の注意義務を負っているというべきである」との原審判断が維持された意義は大きい。日本国憲法の立憲主義という本来的役割に立ち返った判決であると一定の評価はできる。それでも、今回の判決は悔しい、それが率直な感想である。

介護労働現場の実態

介護労働ホットラインから

東京 大江 京子



1 はじめに

安倍政権は、昨年(二〇一五年)九月二四日、ア

ベノミクス新三本の矢「億総活躍社会」と称する経済政策を打ち出しました。そのひとつが、安心につながる社会保障であり、そのために、年二〇万人を越す介護離職をゼロにするという目標を掲

げました。しかし、この政権の特徴でもあります。が、国民にとって耳障りのよいスローガンとは裏腹に、実際には介護殺人・介護心中・老人ホームでの老人虐待など、悲惨な事件が後を絶たず、介護労働者の離職率は相変わらず高いという実態に対して、政府は無策を通しています。

二〇一三年一〇月の二日間(電話回線二本、開設時間二時間)と二〇一四年二月の二日間(前同様)、弁護士、市民団体のメンバーで構成する介護労働ホットライン実行委員会は、全国の介護労働者を対象に電話相談を実施しました(相談数合計八三件)。その結果を一部ご紹介しながら、問題点を探りたいと思います。

2 介護労働ホットラインから見えた 介護労働現場の実態

(1) 実際に寄せられた相談内容

相談内容別では、低賃金、長時間労働・人手不足についての相談がほとんどでした。二〇一三年の相談では、月給制のうち、年収二三〇万円未満が二六%いました。正規・非正規の割合は、相談数の約四割ずつと同率で（残り二割は不明）、相談者の年齢は、四〇代五〇代で五割を占めました。

実際の相談からいくつか紹介します。

○「時給は最低賃金ぎりぎりの七八〇円、休憩時間が取れないし、サービス残業が常態化している。辞めたくても、辞めさせてくれない。職場の先輩からは軍隊式に怒られる。」（女性 五〇代 障害者施設介護職員）

○「製造業で働いていたが仕事を失い、ハローワークを通じてデイサービス事業所に就職した。求人は月給一五万円の募集であったが、一四万円からスタートして、手取り一二万円弱。求人票には昇給ありとなっていたが給料は上がらない。仕事量は増えている。このままでは、結婚もできない。」（男性 三〇代 デイサービス介護職員）

○「民間会社で、ケアマネージャーをしているが、

給与は二三万円程度で、サービス提供責任者より低く、モチベーションが下がる。」（女性 五〇代 居宅介護支援事業所ケアマネージャー）

○「現在は、別の職種についているが、以前勤めていた特別養護老人ホーム、有料老人ホームでは、残業は、専門性を磨くための自己勉強と言われ、無給だった。非正規で有期の契約だったので、常に、今年は契約を切られるのではないかと不安とストレスがあった。」（男性 三〇代 元介護職員）

(2) ブラックな介護労働現場の実態

年収で二三〇万円未満の介護労働者が全国的に見てかなりの実数に上がることが推定されるほか、月八〇時間以上の過労死認定基準並みの長時間労働の存在、残業と残業代未払いの恒常化、過酷な深夜労働、休憩・休日を保障されない等々、最低限の労働条件を定める労働基準法違反の実態が浮かび上がりました。

介護の仕事に魅力を感じているが、給料が安すぎて「結婚できない」「生活できない」といった声が多く、また、慢性的な人手不足のために休憩・休日なしの長時間労働を強いられて心身に障害を負って退職するケースや、忙しすぎて研鑽を積む余裕がないこと、利用者に対して十分なサービスを提供できないことを悩む介護労働者の声が複数寄

せられました。介護という仕事の性質がハードである上に、労働条件がこのように低劣にすぎると、介護労働者の離職率が高いのは当然といえます。現場は慢性的な人手不足状態で、そのことがさらに労働条件を劣悪なものに押し下げるという負のスパイラルから抜け出せずにいることがわかります。このような介護現場の労働環境は、労災事故、介護事故の温床でもあり、極めて深刻な実態といえます。

同時に、今回のホットラインを通じて、介護労働者が労働基準法上の最低限の法律知識も持ち合わせていないこと、仕事の中の悩みや、労働条件について相談できる窓口がほとんどないことが浮彫りになりました。

3 持続可能な介護保険制度の確立には 介護労働者の労働条件改善と地位 向上が不可欠

国の社会保険制度を担う労働現場が、このように「ブラック事業」化している現状は、誠に由々しき事態です。利用者の権利を尊重し、行き届いた良質なサービスを提供するためには、いうまでもなくこれを支える優秀な介護労働者が質量ともに十分に供給されなければならず、そのためには、給与の大幅引き上げを含む労働条件の改善が不可

欠です。団塊の世代が七五歳を迎える二〇二五年は目前に迫っており、喫緊の課題といえます。

介護労働者は、保育士に次いで給与が低い職種で、全産業労働平均よりも約一〇万円も低い賃金となっています。しかし、介護施設や介護事業者に支払われる介護報酬は、二〇一五年改定で基本報酬は四・四八パーセントのマイナスと過去最大の引き下げとなっています。現在の介護報酬を前提に、給与水準を引き上げることが不可能です。このままでは、安倍政権の言う「介護離職ゼロ」ど

ころか、早晚、介護保険制度自体が崩壊していくことは目に見えています。

4 今後の課題

介護労働ホットライン実行委員会では、ホットラインの結果を踏まえて、「介護労働Q&A」を自費出版したり、「働く人だけの悩みじゃない！介護職員の現状と課題」と題するシンポジウムを開催したり、「介護労働者の給与実態を把握する

調査に関する要望」、「介護離職ゼロ」に関する要望」を内閣総理大臣、厚労大臣あてに提出するなどの活動を行っています。今後も、介護現場労働者を対象としたホットラインを実施して実態調査を進めるとともに、彼らに相談できる場所を提供し、泣き寝入りしないための武器となる法律知識や対処法を提示できる取り組みを強めていくことが求められています。全国の弁護士会や青法協の各支部でも、ぜひ取り組みをご検討いただきたいと思えます。

法曹養成にかかわる 制度の見直しを

東京 伊藤 安奈

1 はじめに

はじめまして。私は、都内の私立法科大学院既修者コースを修了し、第六八期司法修習を経て弁護士となりました。以下、ロースクールの実情と法曹養成について、私の経験や

周囲の人の状況を踏まえ、意見を述べさせていただきます。

2 ロースクール受験

私は、大学三年生の時に、青年法律家協会の活動を知ったことがきっかけで、弁護士を

志すに至りました。それまで、弁護士という職業がどういうものかも知らなかった私でしたが、所属する弁護士が事件や問題にかける思い、自由で広い活動領域、そして、弁護士として取り組むべき課題がこんなにも社会に溢れていることを知るにつれ、弁護士になりたいという思いは強くなりました。

私が大学生になった頃には、旧司法試験もまだ残っていましたが、司法制度改革により、司法試験受験生はロースクールに進学するということが当然の流れようになっていました。私自身も、親に相談した上で、ロースクール受験に向けた勉強を開始しました。受験勉強を開始するのが遅かったこともあり、私は、受験対策の予備校に通わせてもらいまし

ロースクールの実情と 法曹養成

しかし、一方で、私立のロースクールということもあり、学費の負担は重く、多くのロースクール生が日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けていました。中には、大学生の頃から奨学金の貸与を受けている友人もおり、弁護士にならなくても、奨学金という借金を返済しなくてはならない現実を、悲観的に語っていました。

た。また、当時は多くのロースクールが、TOEICのスコアや適性試験の受験が必須だったため、その対策もせねばなりませんでした。

このように、ロースクールに通うためには学費等がかかるのももちろん、受験のためにも多くの費用が必要でしたので、友人の中には、費用が工面できないことから、ロースクール進学自体を断念する人もいました。

3 ロースクール生活

ロースクールでは、司法試験合格という同じ目標を持った仲間と共に、自主ゼミを組み、授業外での学習の機会を設けたり、気軽にOBの弁護士や教授に質問できる環境が整っており、法律を学ぶ環境として、恵まれていたと思います。

しかし、一方で、私立のロース

クールということもあり、学費の

負担は重く、多くのロースクール

生が日本学生支援機構の奨学金の

貸与を受けていました。中には、

大学生の頃から奨学金の貸与を受

けている友人もおり、弁護士にな

らなくても、奨学金という借金を返済

しなくてはならない現実を、悲観

的に語っていました。

また、ロースクールでは基本的に受験指導はしてはならないという方針について、多くのロースクール生が疑問を抱いていました。これだけ、ロースクールに高額の学費を投資して勉強しているにもかかわらず、司法試験に直結した内容を教えられないということは、やはり不合理に感じざるを得ませんでした。必ずしも、司法試験に合格できるとは限らないという現実が、ロースクール生に与えるプレッシャーは相当のものです。

多くの学生がロースクールに入学しますが、最終的に司法試験に合格するのはほんの一部です。これでは、ロースクール制度が大学側の資金集めに利用されているようなものだと思います。

4 司法修習

司法試験に合格後、修習地の通知があり、私の修習地は名古屋でした。私は、希望した通りの修習地であったので、問題ありませんでしたが、中には、予期せず、遠方の修習地に当たった修習生もいました。そのような修習生は、例えば東京で就職したいという希望がある場合には、毎回、飛行機で面接を受けに行かなくてはならず、時間的・経済的に非常に大変な思いをしながらの就職活動を余儀

なくされてきました。私が修習生の時には、完全に貸与制でしたので、毎月入ってくるお金も、結局は借金になると思うと、心は晴れません。

しかし、社会人経験がある人ならまだしも、大学、ロースクールと進学してきた修習生の貯金など、たかが知れており、貸与金を借りないという選択肢を選ぶことができる人は非常に限られていたと思います。

5 終わりに

社会正義の実現・基本的人権擁護の活動を行うべき法曹に、そのスタートラインから多額の借金を背負わず現在の制度には、大きな問題があると思います。将来、自分が食べていけるか分からない状況で、困っている人の助けになりたいという気持ちを持つことは非常に難しいのではないのでしょうか。ロースクール、修習を通し、人権活動よりもビジネス的な仕事をしたという人が多かったのも、現在の不安定な法曹養成制度の影響を多分に受けたものであると思います。

ロースクール制度、奨学金、貸与制など、法曹養成にかかわる制度を見直し、安心して法曹を目指し、法曹として求められる活動を行える環境を整えてほしいと思います。

検証

「新時代の刑事司法」の背景と実像・第一六回〈最終回〉

刑事訴訟法等の一部を改正する
法律の制定を受けて

東京 町田 伸一

一 法制審議会新時代の刑事司法制度
特別部会（以下「特別部会」）

二〇一〇年三月に再審足利事件、二〇一〇年九月に厚労省元局長事件で無罪判決が言い渡され、同事件主任検察官の証拠隠滅事件も発覚した。二〇一二年三月「検察の再生に向けて 検察の在り方検討会議提言」は「虚偽の自由によるえん罪を防止（中略）する観点から（中略）取調べの全過程についての録音・録画の実施を目指すべき」とされた。同提言を受けて、二〇一二年五月、法務大臣は特別部会に「近年の刑事手続をめぐる諸事情に鑑み、（中略）被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など（中略）について」諮問した。冤罪防止の観点から捜査の適正化手段が論じられるものと思われた。

ところが、二〇一三年一月特別部会の「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」は、司法取引導入、盗聴拡大、取調べの録画等を取調官の裁量に委ねる等を含んでいた。

ここにおいて、特別部会の審議が、冤罪防止ではなく捜査手法拡大を指向していることが明白になった。青法協その他の法律家団体、冤罪被害者、市民及び刑事法学者等が警鐘を鳴らし始めた。

二〇一四年七月、特別部会は「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果」を取りまとめ、九月に日弁連委員を含めた全会一致で了承の上、法務大臣に答申された。

二 法案審査・議決

二〇一五年三月、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」（以下「法案」）が閣法として衆院に提

出、五月に法務委にて審議入りするも、反対運動に押されて、六月末に民主党（当時）は司法取引と盗聴法とを削除した修正案を公表し、七月には維新の党（当時）との間で修正協議を開始した。

ところが、八月四日、法務委理事懇で、自・公の与党と民・維との間で、盗聴・司法取引を維持し原案の微修正に止まる修正協議が成立し、翌五日の法務委にて可決、七日本会議で可決、参院に送付された。参院では、八月に趣旨説明がなされたものの、九月に継続審査に付された。

二〇一六年四月、参院法務委で審議入りし、反対の大きな声を押し切り、五月一九日可決、二〇日参院本会議可決、二四日に衆院本会議において再可決され、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（以下「法」）が成立した。

三 法の問題点

法は、「捜査・公判協力型協議・合意制度」（以下「司法取引」）を創出し、通信傍受（以下「盗聴」）を拡大し、また、取調べの一部のみを録画等することにより、市民の人権を侵害しさらなる冤罪を作り出す重大な危険を孕む。

(1) 司法取引

広範な「特定犯罪」の被疑者・被告人が、他人の「特定犯罪」につき供述等すれば、当該供述者

については公訴を提起せず又は取り消す等の制度である。過去多くの冤罪事件の例を挙げるまでもなく、自身の刑事訴追等を免れるために、無実の他人の密告を奨励する制度である。

(2) 盗聴

対象犯罪を従前の四類型から一般犯罪まで大幅に拡大し、かつ、通信事業者の立会いを不要とした。これにより、携帯電話、電子メール、SNS等の通信を、捜査機関はほぼ無限定に聴取することが可能となった。適正手続・令状主義に反し、通信の秘密・プライバシーを侵害するものである。

(3) 被疑者取調べの一部録音・録画

当初は、(参考人は措くとしても)被疑者取調べの全事件・全過程の可視化が目的であり指向されたはずであった。しかし、法は、対象事件を裁判員裁判対象事件と檢察独自捜査事件に限定し、「記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと(捜査機関が)認めるとき」には録画等を不要とした。全公判事件のわずか約3%が対象となるに過ぎず、かつ捜査機関が有罪立証に都合良く使える場面だけを録画等することを認めるものであり、「可視化」とは逆方向の冤罪作出の一手法である。

この規定を先取りしたのが、法案審議中に判決が言い渡された今市事件であった。同事件では、自白強要場面は録画等されず、自白後の再確認

自白場面の録画が公判に検出され、任意性が認められ、実質証拠として利用されて有罪判決が言い渡された。

四 日弁連の姿勢

日弁連は、一九九九年の盗聴法成立時には、これが憲法違反の疑いがあるものとして反対した。また、長く、被疑者取調べの全過程の可視化を求めてきた。

しかしながら、二〇一四年七月特別部会取りまとめには、可視化が一步前進するとの理由から、司法取引・盗聴をも含めて一括して賛成、法案上程後の二〇一五年三月にも、「改正法案が速やかに成立することを強く希望する」との会長声明をだし、参院法務委審議において、別件(例えば死体遺棄罪)起訴後の本件(例えば殺人罪)取調べの録音録画は義務付けられていないとの法務省答弁が、日弁連の条文解釈とは異なることが明らかに。なった後にも法案成立を推進する姿勢を変えず、法成立後には「歩前進」との会長声明を發した。

五 運動の広がりと今後

二〇一三年一月の「基本構想」の發表を機に、青法協等法律家団体・冤罪被害者・市民・学者ら

は、法案反対運動を開始し、社会・報道機関・国会議員・日弁連への広く多様な働き掛けを始めた。全てを網羅することは到底できないが、法と権力による被害体験者である冤罪被害者らが日弁連に対して法案に反対すべく数度の申入れを行ったこと、法律家五団体(青法協・自由法曹団・日本民主法律家協会・社会文化法律センター・日本国際法律家協会)が連携して行動したこと、法律家五団体に、盗聴・密告・冤罪NO! 実行委員会、盗聴法廃止ネットワーク、盗聴法の拡大と司法取引の導入に反対する刑事法研究者の会を加えた八団体の共催集会等が繰り返されたこと、日弁連執行部に対して理事有志が再考を求め、二四の単位弁護士会が法案反対の声明・決議等を挙げたことは、特筆すべきであり、今後の悪法反対運動に繋げるべき手法であろう。

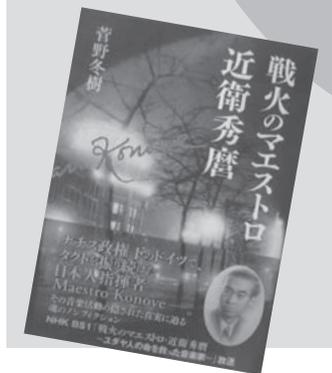
単独でも危険な今般の法が、秘密保護法・共謀罪と合わせ利用された場合には、被疑者・被告人と刑事弁護人への直接の影響に止まらず、社会もまた暗黒化する。法の改正と新たな悪法阻止のため、連帯した運動の継続とさらなる広がりには必須である。

二〇一六年五月三〇日に発表した共同声明を一八頁に掲載します。

●菅野冬樹 著

『戦火のマエストロ 近衛秀麿』

東京 宮本 智



り感興をそそられ、その場でサイン本をゲットし、一気に読み下しました。

実は著者の本業は作家でなく、映像プロデューサーです。子どもの頃からの夢は指揮者だったという著者がひよんなきっかけで近衛家の人より近衛秀麿がドイツでユダヤ人演奏家の亡命を手助けしたという話を聞かされたときは、衝撃的な感動を受けた筈です。それが著者のその後の長きにわたる調査活動を牽引する力になったのでしょう。あるいは、この秘話をもっと深く調べ上げ、実話に基づいて映画にしたいという著者本業の映像プロデューサーとしての夢があったのかも知れません。

それにしても、秀麿の秘話の舞台は戦中のヨーロッパでしたから、個人的調査としては時間や経費それに言葉など大きな障害と困難があったに違いありません。そうした艱難辛苦にもめげない著者の執念と気迫がいくつかの奇蹟を生み、それが本書を他の多くの戦中秘話の中でも群を抜いてドラマチックでスリリングなものにしています。

と ところで、昨年の夏に番組や本書が放映・発売されるや全国に大きな反響を呼び起こしたのは、それが名門近衛家出身者の正義と勇気のドラマだったからでしょう。

秀麿の兄、文麿は三度にわたり首相を務め、その間第一次近衛内閣成立の翌月には盧溝橋事件が

今

回は昨年八月に出版された菅野冬樹さんの力作『戦火のマエストロ 近衛秀麿』（NHK出版）をご紹介します。

クラシックファンなら近衛秀麿と聞けばNHK交響楽団の前身・新交響楽団を設立した戦前日本を代表する世界的大指揮者と即答されることでしょう。

本書はそのマエストロ近衛秀麿によるユダヤ人演奏家の亡命援助という驚愕の事実の全貌を戦後七〇年の昨年夏、初めて明らかにしました。

私

が本書を手にした経緯を少し説明します。

二〇〇四年五月一日に青法協創立五〇周年を祝うレセプションがありました。そこでチェリストの水谷川優子さんがバッハの曲を演奏してくれました（『青年法律家』No.400）。そのとき、青法協の大先輩・故小田成光先生に水谷川優

子を紹介されました。

そんなご縁で水谷川優子さんから昨年七月に「このたび祖父・秀麿のドキュメンタリー番組が製作されました。ぜひご覧くださいませ」との案内状をもらいました。NHK-BS1の『戦後七〇年記念特別番組』として八月八日に『戦火のマエストロ・近衛秀麿〜ユダヤ人の命を救った音楽家〜』（二〇〇分）が放映されるということです。番組タイトルの意外性と水谷川優子さんが近衛秀麿のお孫さんということを知った驚きで放映を心待ちにしていました。

ところが、当日急用が生じ、番組の録画にも失敗、その後、何度かあったアンコール放映にも気付かず、DVDの発売に淡い期待をかけていました。そんな折、水谷川優子さんから著者との『対談コンサート』が今年二月二日にあるとの案内状をもらいました。そこでの著者のトークにすっか

新刊 旧刊

のどんな地方都市に出かけても『あなたが二人目の日本人だ』と言われてしまう……』とこぼしたほどです。そんな大指揮者が同盟国ドイツで秘か

起きて日中戦争が始まり、その後発表された「東亜新秩序」構想、そして三国同盟締結や仏印進駐など太平洋戦争に重責を負う政治的決定をしました。そのため、A級戦犯に指名された文麿は、巢鴨プリズンへ出頭する日の早朝に服毒自決しました。正にその夜、文麿は秀麿に「お前は音楽を選んでよかつたなあ……」と言ったそうです。近衛家の長男として父篤麿を継いで政治家の道歩いた文麿とは対照的に秀麿は自分の好きな音楽家の道歩きました。しかし、その文麿も台頭するナチのユダヤ人迫害に無関心を装っていられるほど非政治的人間ではなかつたのです。

マ

エストロとしての秀麿は戦前・戦中にベルリンフィル、ミラノ・スカラ座管弦楽団、レニングラードフィル、プラーハ放送交響楽団、BBC放送交響楽団、NBC放送交響楽団、フィラデルフィア管弦楽団など世界に名だたるオーケストラを指揮し、そのため、小澤征爾が「私は世界中のオーケストラを指揮しているが、ヨーロッパ

にユダヤ人演奏家の亡命を手助けする活動をしてきたというのですから、杉原千畝の『命のビザ』のオーケストラ版です。

著者の「一念、岩をも徹す」の取材姿勢と調査手法により発掘された秀麿の知られざる実像や身の危険を顧みない秀麿の大胆不敵な反ナチ活動の真相が本書には満載です。例えば、秀麿がユダヤ人女性のところへ生活費を届けに行き、秘密警察に逮捕されたものの、署長や署員の多くが秀麿の合唱隊メンバーであったことや、秀麿がゲッペルの秘書に猛然と抗議したことから、翌日には釈放されたため、「ユダヤ人の救済が出来る人物」と見込まれたという話、秀麿はドイツ人の同志と組み、やがて平和な時代が訪れたときのために、若く才能のあるユダヤ人演奏家をナチの迫害から救うためのシェルターとして『コンセル・コノエ』を結成し、そこへユダヤ人演奏家を紛れ込ませ、亡命しやすいフランスやベルギーの都市でコンサートをし、終わるやユダヤ人演奏家に私物とパート譜だけを持たせて秀麿の車のトランクにひそませ、途中で支援者のガソリンスタンドに給油で立ち寄り、パート譜はその屋根裏に隠し、レジスタンスが待つ国境へ向かうという話などです。さすが世界的大指揮者らしい近衛秀麿の見事な行動、活躍ぶりです。ユダヤ人演奏家亡命の「指揮」もマエストロ級でした。

1

うして秀麿がナチの迫害から亡命させたユダヤ人演奏家の数は三人にのほりました。杉原千畝の六〇〇〇人には及びませんが、藤原鎌足を祖とする藤原家直系公家出自の人間の武勇としては破天荒です。

秀麿はゲッペルの甘い誘いも「いついかなる時も、私はどこにも屈さない自由な音楽家でありたい」ときっぱり断りました。タクトを置いたマエストロ秀麿はドイツでの指揮者生命どころか人としての生命すら惜しむことなく、ナチの暴虐に勇猛果敢に立ち向かうレジスタンスの闘士のようにした。

その秀麿最後の奮闘秘話は、文麿からアメリカとの終戦工作の密命を帯び米軍に投降するというもので、読者の驚きは本書の最後の二頁まで尽きません。

なお、著者は本書の映画化に向けてハリウッドで既に動き出しているとのこと。それも又、楽しみです。

『戦火のマエストロ 近衛秀麿』

著者：菅野冬樹
出版社：NHK出版
定価：二七〇〇円＋税

◎共同声明

刑事訴訟法・盗聴法の改悪に強く抗議する共同声明

二〇一六年五月三〇日

社会文化法律センター

自由法曹団

青年法律家協会弁護士学者合同部会

日本国際法律家協会

日本民主法律家協会

盗聴・密告・冤罪NO！実行委員会

盗聴法廃止ネットワーク

盗聴法の拡大と司法取引の導入に反対する刑事法研究者の会

代表理事 宮里 邦雄

団長 荒井 新二

議長 原 和良

会長 大熊 政一

理事長 森 英樹

になる中、法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」の審議を経た答申に基づき法案化されたものであり、本来は、冤罪を生まない刑事司法改革の法案でなければならなかった。ところが、本法案は、冤罪防止を骨抜きにし、むしろ新たな冤罪を生み出す制度を導入し、捜査権限の拡大強化と国民監視体制の確立を図る、刑事司法の大改悪・治安立法に他ならない。

二〇一六年五月二四日、冤罪被害者、弁護士、学者、ジャーナリスト、多数の市民の大きな反対の声に向け、衆議院本会議で、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」が可決成立した。本法案の廃案を求めて闘ってきた私たち法律家及び市民の八団体は、本法案の成立に満腔の怒りをも

って強く抗議する。

そもそも本法案は、二〇〇九年の厚労省事件での検察官による無罪証拠の改竄という重大な不祥事に端を発し、足利事件、布川事件、東電OL事件、志布志事件などの冤罪事件が相次いで明らか

このことは、本法案に、冤罪防止とは何ら関係のない盗聴法（通信傍受法）の大幅拡大が盛り込まれたことに象徴的に表れている。一九九九年、国民の強い反対を押し切って成立した盗聴法は、通信の秘密やプライバシー権の侵害及び令状主義違反の点で違憲の疑いを免れないものであるが、本法案は、対象犯罪を窃盗、詐欺などの一般犯罪にまで大幅に拡大し、通信事業者の立会も廃し、警察署内の機器に対象通信を全て記録して警察官が自由に電話、ファックス、メール、SNSなどの通信を傍受することを許すものであり、警察による人権侵害と国民監視を著しく強める治安立法である。

また、本法案で新たに導入された司法取引（証

証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度)は、きわめて広範囲の「特定犯罪」の被疑者が、他人の「特定犯罪」を供述すれば自らの訴追を免れたり刑の減免を受けたりすることを検察官と合意できる制度であり、他人を冤罪に引き込む危険を必然的に孕む。司法取引制度を持つ諸外国では、制度の見直しが議論されており、何のための立法か見識を疑う。本法案では証人などの氏名・住所を弁護人にまで秘匿できる措置も導入され、これと司法取引が結びつくと、被告人は司法取引をした証人などの素性も知り得ないまま防衛活動を強いられる。適正手続に対する重大な侵害と言わざるを得ない。

本法案では、取調べの録音録画制度も導入され、「取調べ可視化法案」、「全過程可視化」などと、自白強要による冤罪防止に資するかのようにと、宣伝された。しかし、本法案では、対象事件が全公判事件の僅か約三分の裁判員裁判対象事件と検察官独自捜査事件に限られた上、「記録をしないと被疑者が十分に供述できないと認めるとき」などの大幅な例外が設けられ、捜査機関による恣意的運用を許しており、かえって冤罪を助長する危険がある。

二〇一六年四月八日宇都宮地裁で有罪判決があった今市事件はこの危険を露呈した。暴力を振る

われ、「殺してゴメンナサイと五〇回言わされた」などの自白強要場面は録画されず、屈服して自白する場面の録画が公判廷で再生され、映像の強烈なインパクトによって自白の任意性が容易に導かれただけでなく、実質証拠としても機能して有罪判決を導いた。自白調書偏重を強めた上、公判中心主義の形骸化という深刻な事態が現出したのである。

そればかりか、今市事件を巡る参議院法務委員会での審議で、法務省刑事局長は、本法案の解釈として、別件起訴後勾留中の本件取調べに録画義務はないとの重大な答弁を行った。これでは、起訴後も警察の留置場に身体拘束されることが常態のわが国において、何か月間にもわたって録画なしに自白を迫り、自白したら本件で逮捕し、自白場面を録画するとの運用が可能となる。まさに冤罪の温床である。

今市事件判決の直後の四月一九日、布川事件の冤罪被害者桜井昌司氏は、参議院法務委員会で参考人として、「昨年と私たちの危機感は今全く違う」、「どれだけ多くの仲間が冤罪に苦しんだら、立法府は冤罪を防ぐ法律を作って下さるのでしょうか」と涙ながらに訴えた。冤罪被害者のこの言葉こそ、本法案の本質を突くものである。

私たちは、二〇一五年三月三日の本法案上程

以来、国会の内外で多数の集会を開き、国会請願デモを行い、多くの声明、意見書、論文、記事、パンフレット等々を発表して、本法案の危険性を訴えてきた。多くの市民のみならず党派を超えた国会議員も私たちの訴えを理解し、二〇一五年の二四五日間にもわたる長期国会においても法案の成立は阻まれた。二〇一六年五月一九日、ついに数の力で参議院法務委員会が可決されたが、与党議員の賛成討論は「新たな冤罪を生む懸念」など、私たちが指摘した本法案の問題点を逐一列挙し、あたかも反対討論のようであった。本法案がどれほど強い反対の声の中で成立したかを象徴する一コマであった。

このような中で、日本弁護士連合会執行部が、「取調べ可視化」の法制化に固執し、一貫して法案推進の立場をとったことは誠に残念であった。とりわけ、起訴後勾留中の録画義務につき、政府解釈を誤りであるとしながら、その点の法案修正を求めよという日弁連内部からの提案すら顧みなかったことは、到底理解できるものではない。日弁連の猛省を促したい。しかし、二四の単位弁護士会が法制審答申や法案に反対する意見を表明するなど、多数の弁護士が本法案の成立を阻止するために闘ったことは、私たちの希望である。私たちは、日弁連が、今からでも、こうした多くの批

判に真摯に向き合い、本法による人権侵害と闘うとともに、冤罪被害者や市民と手を携えて、冤罪を生まない真の刑事司法改革を進める道に立ち返ることを心から願う。

私たちは、立場の違いを超え、冤罪の根絶と真の刑事司法改革を願い、国民監視と治安強化を阻むため、思いを一つにして連帯し、共同の運動を作り上げてきた。私たちは、これからも、この共

同を大切にし、さらに連帯の輪をひろげ、刑事訴訟法等改悪反対運動を継続し、真の刑事司法改革へと発展させることを誓う。

青法協メーリングリストへの登録を呼びかけます

青法協ネットは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp) まで、アドレスをお送り下さい。



▼ Windows 10 にアップデートするかどうか。積極的理由はなく、動かないアプリが多いなどの酷評意見

も多い。無理矢理アップデートさせようと更新プログラムを送り込む態度も気に入らなかった。しかし、使ってみたい、というか、ある種の怖い物見たさがあった。▼自宅のPC(7)を犠牲にするか、ノートPC(8・1を7のようにして使用)を犠牲にするか。いずれにも仕事関係のデータは入れずに事務所のメインPCにリモートアクセスして使っているが、外で仕事をするのに使うノートPCからアクセスできなくなるはかなり困るので、被害の少ない自宅PCを犠牲にすることにした。▼10にして、機能がどこに行ったか分からなくなったものがいくつかあったが、8・1の時のようなイライラはなかった。必要ソフトは全て動き、事務所のPCへのアクセスもでき、かといって新機能は必須でも便利でもなく、総じて普通。▼ここで自宅PCがどうしようもない状態に陥れば、編集後記のネタにもなったのだろうか……。(高木宏行)